

徳島県民間建築物アスベスト調査・除去工事補助事業について

目的

- 民間建築物の吹付けアスベスト等の含有調査及び除去を促進することにより、建築物の劣化等に伴いアスベストが周囲に飛散することを防止し、県民の安全・安心を確保する。
- 火災、震災時等の消防活動、調査活動等における従事者の安全を確保する。

事業の概要

- 建築物の所有者等が行う次の調査等について補助を行う市町村に対し、その費用の一部を県から支援する。

アスベスト含有調査

【補助対象費用】

吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用

【市町村から建築物の所有者等への補助額】

原則25万円/棟

アスベスト除去工事

【補助対象費用】

吹付けアスベスト等の除去に要する費用
(建築物の除却時におけるアスベスト対策費用を含む)

【市町村から建築物の所有者等への補助額】

補助対象費用の2/3以内

(市町村補助要綱又は予算額による上限あり)

【対象となる吹付け材】

含有調査:吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等

除去工事:吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール (吹付けバーミキュライト等は対象外)

※平成28年4月1日から、含有調査、除却工事については「建築物石綿含有建材調査者」による関与が必要です。
※令和4年4月1日着工の工事から、アスベストの有無の事前調査結果の報告が施工業者の義務になります。



補助制度のある市町(令和6年4月1日現在)

【調査・除去】 徳島市、小松島市、吉野川市、松茂町

【調査のみ】 鳴門市、阿波市、美馬市、北島町、藍住町